

令和3年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和3年3月5日（金曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	庄子 明宏	監 査 委 員	渡邊 保夫
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企 画 財 政 課 長	残間 文広	住 民 生 活 課 長	金刺 隆司
税 務 課 長	堀籠 淳	健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江
産 業 振 興 課 長	渡邊 愛	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	岩淵 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男		

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠 緋沙子	書記	片浦 則之	書記	沼田 裕紀
------	--------	----	-------	----	-------

議事日程（第3号）

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第15号 令和2年度大衡村一般会計予算の補正について

- 第 3 議案第 16 号 令和 2 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第 17 号 令和 2 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 18 号 令和 2 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 6 議案第 19 号 令和 2 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 20 号 令和 2 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第 21 号 令和 2 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 9 議案第 22 号 令和 3 年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 10 議案第 23 号 令和 3 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 11 議案第 24 号 令和 3 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第 12 議案第 25 号 令和 3 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 13 議案第 26 号 令和 3 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 第 14 議案第 27 号 令和 3 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第 15 議案第 28 号 令和 3 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 3 年第 1 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番小川ひろみ君、5番赤間しづ江君を指名いたします。

日程第2 議案第15号 令和2年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第15号、令和2年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。

それでは、議案第15号別紙でご説明いたします。

1ページをお開き願います。

令和2年度大衡村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,974万4,000円とするものです。

第2条につきましては、繰越明許費の補正で、第2表でご説明いたします。

第3条につきましては、債務負担行為の補正で、第3表でご説明いたします。

第4条につきましては、地方債の補正で、第4表でご説明いたします。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費の補正です。追加が5件ありまして、1件目が、7款2項道路橋梁費、尾西中山線改良舗装事業2,930万6,000円、2件目が同じく道路橋梁費海老沢外2改良舗装事業6,709万8,000円、3件目が榎田戸口線舗装補修事業4,950万円、4件目が橋梁維持補修事業361万1,000円、5件目が7款4項都市計画費、公園維持管理費8,300万円、以上5件を追加するものです。

次に7ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為の補正です。追加が3件ありまして、1件目が固定資産税土地評価業務及び基礎資料データ作成業務令和3年度から令和6年度までで2,200万円、2件目がスクールバス運行业務委託令和3年度で738万1,000円、3件目がおおひら万葉こ

ども園通園バス運行業務委託令和3年度で563万2,000円、以上3件を追加するものです。

次の8ページをご覧いただきたいと思います。

第4表地方債の補正です。

減収補償債限度額980万円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症の影響による地方消費税交付金の減収見込みについて県からの通知に基づくものです。

次に、変更分です。道路橋梁整備事業債6,070万円から2,440万円増額しまして、8,510万円に、次の公園整備事業債270万円から4,000万円増額しまして4,270万円に、次の公営住宅事業債8,500万円から120万円減額しまして8,380万円に、学校教育施設等整備事業債826万円から66万円減額の760万円に、辺地対策事業債2,190万円から350万円減額しまして、1,840万円にそれぞれ変更するものです。

続きまして、歳入歳出予算について事項別明細で御説明いたします。11ページをお開き願います。

歳入です。1款1項1目個人村民税1,820万円の増、給与所得者に係る所得割額の増が主な要因です。

2目法人村民税619万7,000円の増です。

2項1目固定資産税940万円の増です。

3項1目環境性能割90万円の減。

2目種別割173万円の増です。

4項1目たばこ税160万円の増です。

14款1項1目民生費負担金22万5,000円の減。

2目衛生費負担金3万5,000円の増です。

15款1項1目総務使用料6,000円の増。

2目商工使用料19万5,000円の増、排水管使用料です。

3目土木使用料257万8,000円の減、1節の住宅使用料314万4,000円の減、2節道水路使用料32万6,000円の増、4節定休促進住宅使用料24万円の増です。

4目教育使用料25万7,000円の減で、1節から次のページをお願いします。6節まで、新型コロナウイルス感染症防止のための各種施設の利用制限等によるものです。

2項1目総務手数料21万円の減で、説明記載4件分です。

2目衛生手数料587万2,000円の増、1節の清掃手数料586万円の増、2節衛生手数料1万2,000円の増で、説明記載のとおりです。

16款 1 項 1 目民生費国庫負担金321万7,000円の減、3 節児童福祉費負担金75万1,000円の減、4 節児童手当負担金246万6,000円の減です。

2 項 1 目総務費国庫補助金92万2,000円の増、説明記載 5 件分の増減です。

2 目民生費国庫補助金90万3,000円の減、1 節障害者総合支援費補助金から 6 節子育て世帯への臨時特別給付補助金まで説明記載の増減です。

3 目衛生費国庫補助金5,000円の増です。

4 目土木費国庫補助金6,482万9,000円の増、1 節道路費補助金、2 節公園費補助金は、国の 3 次補正予算に係るもので、土木費補助金は、河原住宅事業完了によるいずれも社会資本整備総合交付金分です。

5 目消防費国庫補助金126万7,000円の減です。

6 目教育費国庫補助金18万3,000円の減、1 節小学校費補助金から次の15ページをお願いします。3 節事務局費補助金まで説明記載のとおりの増減です。

3 項 1 目総務費国庫委託金 4 万7,000円の増。

2 目民生費国庫委託金10万7,000円の減、説明記載 2 件分の増減です。

17款 1 項 1 目民生費県負担金961万4,000円の減で、3 節後期高齢者保険基盤安定負担金から 5 節児童手当負担金まで減です。

2 項 1 目総務費県補助金 5 万6,000円の減、説明記載 2 件分です。

2 目民生費県補助金131万4,000円の増、1 節、2 節とも説明記載のとおりです。

4 目農林水産業費県補助金164万3,000円の減、説明記載 7 件分の増減です。

5 目教育費県補助金134万8,000円の減です。

6 目振興総合補助金37万8,000円の増、障害児保育事業分です。

7 目消防費県補助金32万1,000円の減です。

8 目商工費県補助金180万円の減、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金分です。次の17ページをお願いします。

3 項 1 目総務費県委託金1,000円の減、説明記載 3 件分です。

18款 1 項 1 目財産貸付収入73万3,000円の増、説明記載の短期土地貸付収入は現場事務所等 6 件分に係るものです。

2 目利子及び配当金1,297万3,000円の増で、説明記載の 6 件分です。

2 項 1 目不動産売払収入104万8,000円の増、国道 4 号拡幅工事に伴うものです。

19款 1 項 2 目指定寄附金10万円の増で 1 件分です。

20款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億7,000万円の減。

4 目長寿社会対策基金繰入金333万円の減。

9 目明神揚水機施設維持管理基金繰入金15万1,000円の減。

10目赤水処理施設維持管理基金繰入金254万3,000円の減です。

22款 1 項 1 目延滞金80万円の増、4 項 1 目雑入37万3,000円の減、1 節保健衛生手数料 1 万9,000円の増、2 節農業者年金業務委託料 2 万3,000円の減です。次の19ページをお願いします。3 節学校給食費納付金30万円の減です。4 節雑入 7 万8,000円の減、説明記載 6 件分です。6 節農地中間管理機構集積協力金返還金9,000円の増です。

23款 1 項 1 目土木債6,000万円の増、道路債は説明記載の 4 事業分です。公園債は国の 3 次補正予算関係で公園施設長寿命化対策事業として万葉クリエートパークのそり滑り更新用に充当するものです。住宅債は事業完了による減です。

2 目消防債30万円の減、4 目教育債66万円の減については、事業完了によるものです。

5 目減収補償債980万円の増、第 4 表地方債の補正でご説明したとおりでございます。歳入については以上です。

続きまして、歳出です。20ページをお願いいたします。

全般的に 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費については、人事異動に伴う補正のため説明については割愛させていただき、また主な減額要因は、事業完了や新型コロナウイルス感染症に係る事業等の中止等によるものです。

それでは、歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費180万3,000円の減です。主なものは、8 節旅費は費用弁償、13 節使用料及び賃借料の減です。

次の21ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費527万7,000円の減です。説明記載 8 事業に係る増減で、主なものは12 節委託料160万円の減、13 節使用料及び賃借料162万6,000円の減は、コンピューター管理費です。

23ページをお願いします。

2 目文書広報費185万5,000円の減、事業精査によるものです。

3 目財政管理費 2 万3,000円の増。

4 目会計管理費83万6,000円の減、次のページの17 節備品購入費は事業確定に伴う減です。

5目財産管理費151万8,000円の減、10節需用費100万円の減は、庁舎重油代、11節役務費50万円の増は支障木として伐採した村有地の支障木処分手数料、12節委託料155万5,000円の減は、主なものは庁舎の冷暖房設備故障による冷暖房設備保守点検の減額分です。13節使用料及び賃借料55万円の増は、暖房機器のレンタル料となっております。

6目企画費9万7,000円の減、説明記載の4事業分の増減です。

次の25ページをお願いします。

11節需用費20万円の増は、ホームページリニューアルに伴う宮城県情報セキュリティクラウドの設定変更手数料です。24節積立金は演習場周辺整備対策基金の利子分の積み立てです。

8目財政調整基金費2万5,000円の増、24節積立金として記載4件分の基金利子の積み立てです。

10目諸費254万8,000円の減、いずれも事業確定に伴う減です。

2項1目税務総務費114万1,000円の減。

次の27ページをお願いします。

2目賦課徴収費250万6,000円の減、12節委託料については事業確定に伴う減額補正です。

3項1目戸籍住民基本台帳費216万9,000円の減。

5項1目統計調査総務費4万円の減。

5項2目指定統計調査費8万円の増。

6項1目監査委員費48万3,000円の減。

次の29ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費355万9,000円の減、説明記載5事業の増減で、事業確定によるものです。

2目国民年金費9,000円の減、22節償還金利子及び割引料4万2,000円は、令和元年度年金生活者支援給付金に係る精算による国庫返還金です。

3目老人福祉費504万5,000円の減、説明記載の5事業の増減ですが、19節扶助費は対象者1名減によるものです。

次の31ページをお願いします。

4目障害者福祉費208万5,000円の増、12節委託料の主なものは障害福祉サービス等報酬会計に係るシステム改修費です。19節扶助費については、障害福祉サービス給付費の

増です。

2 項 1 目児童福祉総務費413万5,000円の減、主な減額要因は、18節の新生児に対する特別出産祝い金です。

2 目児童措置費299万9,000円の減、児童手当支給に係る扶助費の減です。

3 目母子福祉31万円の減、説明記載のとおりです。

5 目児童保育費705万9,000円の減、12節委託料100万9,000円は処遇改善加算率の変更による施設運営委託料の増、18節負担金補助及び交付金776万円の減は、延長保育事業と障害児保育事業に係る補助金です。

6 目児童福祉費228万5,000円の増、説明記載のとおりです。

次の33ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費97万円の減。

2 目母子保健費62万3,000円の減、事業確定による減です。

3 目予防費424万5,000円の減、事業確定による減です。

4 目環境衛生費449万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金は説明記載のとおりです。28節につきましては、戸別合併処理浄化槽会計への繰出金の減額補正です。

2 項 1 目清掃総務費804万3,000円の増、マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る黒川地域行政事務組合に対する負担金です。

次の35ページをお願いします。

5 款 1 項 1 目農業委員会費280万9,000円の減、農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に係る減額補正です。

2 目農業総務費39万5,000円の減。

3 目農業振興費80万円の減、事業完了による減額補正と、18節は農産物出荷促進支援金の増額補正が主なものです。

4 目畜産振興費21万8,000円の減、事業確定による減です。

次の37ページをお願いします。

5 目農地費102万7,000円の増、15節は用水路の揚水調節機購入に係る増額補正です。

2 項 1 目林業振興費23万円の減、事業確定によるものです。

次に、6 款 1 項 1 目商工総務費230万9,000円の減、実績による減額です。

次の39ページ、をお願いします。

2 目商工振興費1,246万3,000円の減、19節の説明記載の補助金の減によるものです。

3目排水管理費2万8,000円の減、10節修繕料の減です。

7款1項1目土木総務費16万8,000円の減、実績見込みによる減です。

2項1目道路維持費193万5,000円の減、実績見込みによる減額です。

2目道路新設改良費4,664万1,000円の増、歳入で申し上げましたが国の3次補正予算絡みの説明記載4事業に係る補正です。

3目橋梁維持費97万円の減、事業確定による減です。

次の41ページをお願いします。

3項1目河川総務費123万4,000円の増、15節の河川維持補修修繕に伴う原材料費です。

4項1目都市計画総務費41万7,000円の減、事業確定による減です。

2目公園費7,919万3,000円の増、14節工事請負費は国3次補正予算に伴う万葉クリエートパーク遊具更新事業で、そり滑りを更新するものです。

3目下水道費1,092万5,000円の減、下水道会計繰出金の補正です。

4目定住促進費1,440万円の減、18節の定住促進費補助金の実績見込みによる減です。

5項1目住宅管理費603万円の減。

次の43ページをお願いします。

2目定住促進住宅管理費31万8,000円の減、いずれも実績見込みによる補正です。

8款1項1目常備消防費328万9,000円の減、黒川行政事務組合の消防費負担金の精算です。

2目非常備消防費224万9,000円の減、17節については、小型ポンプ車購入事業確定に伴う減額です。

3目消防施設費54万6,000円の減、事業確定に伴う減額です。

4目災害対策費325万7,000円の減。

次の45ページをお願いします。

事業確定に伴う減額です。

5目防災無線費7,000円の減、18節負担金の減です。

次に、9款1項1目教育委員会費20万5,000円の減、実績見込みによる減です。

2目事務局費1,650万3,000円の減、説明記載の3事業確定による減額補正ですが、次の47ページをお願いします。主なものは17節備品購入費のG I G Aスクール情報機器端末購入事業の確定によるものです。

2項1目小学校の学校管理費339万7,000円の減、実績見込みによる減額が主であり、

17節の20万3,000円の増額は、学校保健特別対策補助事業で、滅菌灯付き包丁とまな板収納ワゴンを購入するものです。

2目教育振興費94万1,000円の減、事業確定に伴う補正です。

3項1目中学校の学校管理費172万3,000円の減です。次の49ページをお願いいたします。実績見込みによる減です。

2目教育振興費201万5,000円の減、こちらも実績見込みによる補正です。

4項1目社会教育総務費178万2,000円の減、説明記載7事業の確定に伴う補正です。次の51ページをお願いします。

2目公民館費121万8,000円の減、こちらも説明記載3事業確定に伴う補正です。

4目平林会館管理費241万3,000円の減、主なものは自動ドア設置工事完了によるものです。

5目万葉研修センター管理費56万9,000円の減、事業完了によるものです。

6目美術館管理費49万3,000円の減、事業確定によるものです。

5項1目保健体育総務費72万9,000円の減、こちらにつきましても事業確定に伴う補正です。

次の53ページをお願いします。

2目体育施設管理費255万1,000円の減、事業確定に伴う補正です。

3目学校給食センター管理費555万円の減、学校給食センター整備事業に係る基本計画策定完了見込みによる減額補正です。

10款1項1目大衡村排水処理施設維持管理費54万4,000円の減、27節につきましては、赤水基金への繰出金を計上しております。

3目明神揚水機維持管理費1,074万円の増、基金への繰出金が主なものです。

11款1項1目公債費の元金33万2,000円の増、見込みによる減額補正です。

13款1項1目予備費60万4,000円の増、調整によるものです。

次の55ページ、56ページは給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 2点ばかり伺います。

1つは、榎田戸口線、これ詳しい内容をご説明をお願いします。前は500万円とか、

100メートルぐらいのやつだったんですが、今回新たに4,900万円ぐらいですか、出るということなので、その説明をお願いします。

それから、2番目に、公園の社総交とか使いますけれども、万葉のそり滑りですか、これは財源としてはどこからのやつですか。今までの公園の長寿命化とは別にこういった仕事をするのかという意味も含めて、どんな内容なのかというこの2点をお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の榎田戸口線の関係になりますけれども、万葉クリエートパークと関連しますけれども、どちらも国の3次補正予算のほうに予算要求をさせていただきまして、このたび内示をいただきましたので、予算計上させていただいております。内容といたしましては、榎田戸口線舗装補修につきましては、今年度100メートルほどの工事を発注させていただいておりますが、それと同様の事業となっております。事業費といたしまして4,950万円となっております。財源の内訳といたしまして、社会資本整備総合交付金が2,450万円、あと起債が2,450万円、一般単独50万円というような財源の内訳になっておりまして、事業内容は、舗装補修工事となっております。国道4号線側のほうからおおよそですけれども700メートル程度の舗装補修ができるのではないのかなというふうに見込んでおります。

それとあと万葉クリエートパークの事業につきましても、同様に国の3次補正予算のほうになっておりまして、事業費といたしましては8,300万円ほど事業費ございまして、財源の内訳といたしましては社会資本総合交付金が4,000万円、あと裏の起債が4,000万円、一般単独が300万円という事業になっておりまして、事業の内容といたしましては、クリエートパークのそり滑り、大きいほうと小さいほうがありますけれども、大きいほうの補修工事となっております。更新工事となっております。どちらの事業も国の3次補正予算ということなんです、こちらのほうはどちらかという性質的には令和3年度の予算の前倒し的な予算となっております。コロナの関係で令和3年度の国費の内示のほうもなかなか厳しい状況ということで、国の3次補正予算が組まれるということで、そちらのほうに前出し要求をさせていただきまして、このたびこのような内示をいただいたという経緯でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今詳しく聞きましたけれども、どちらもやっぱり補助とそれから社総

交と半分ぐらいずつということで、3次補正というような、今の最後の説明で令和3年度の前倒しだというふうに向ったので理解できるわけですが、ただ、クリエートパークについては、そり滑り、これの今までいろいろな事故とか、そういった面で疑問になった点とか全てを解消できて対処する、今まで以上に大幅に変えるということなのでね、どのような構想なのかということをも1つと。

それから、戸口線につきましては、今700メートルぐらいだと、現場を見ても大分傷んでいるなど、凍上災を使ってもできるようなね、傷みが去年あたりから随分目立っていたので、これはちょうどいいなどは思っているんですけども、そういった意味ではどの程度の補修改修というか、そういったものになるのか、厚さとか、そういったものも含めてお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そり滑りにつきましては、どちらも大きいほう、小さいほうとも、16年以上経過しているということで、滑り面の下地自体が少し凸凹になってきているというのがありまして、そういうのを整正しながらそり滑り面の材料自体も全面更新をかけるというような事業内容になっております。

榎田戸口線の舗装補修工事につきましては、現在アスファルトでいいますと表層5センチの舗装構成になっておりますけれども、こちらを交通量調査しますとやはり大型の交通量が増えているということで、舗装構成を厚くということで表層と基層、上層路盤をアスファルト安定処理ということで2層仕上げの形で改良するような形で舗装補修を行うものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） やっぱり榎田戸口線については大型とかの影響を大分工業団地の点は役場の脇を通ることになっておりますけれども、裏側にも大分車の出入りが激しいということで、そういった意味では厚い舗装をぜひお願いしたいなと思ってお伺いしたわけだったんです。

あとそり滑りについて、やっぱりこういうふうに向にも長寿命化等も含めてやっているんだということだと、管理はまちづくりに頼むんでしょうけれども、そういった意味ではこれからは整備するのだけでなしに、企画なり、何なりになるかもしれないですが、いわゆる有料化とか、そういったものも考えられるのかどうかという意味では、今回きちんとしてもらおうという点では期待するわけですが、いつ頃までの予定だか、両方とも

お伺いします、改めて。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） いつ頃というのは工事ということでしょうか。

煤田戸口線につきましては、繰越明許をさせていただいておりますけれども、6月ぐらいまでに完了させたいというふうに考えております。

公園維持費の部分につきましては、繰越し上、9月ぐらいまでということまで予定をしているものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 歳入について伺いたいと思います。

17ページの財産収入ですけれども、基金の利子運用収入ですけれども、明神揚水機の基金、それから赤水処理基金、いずれも増額の補正を組まれていますけれども、明神、1,000万円を超えるような追加というのは今までこういったケースなかったような記憶するんですけれども、どういった要因で1,000万以上の利子でしょうかね、なったものか。当初見込んでいた部分とプラスして総額でどの程度の金額になるものかお尋ねします。

議長（細川運一君） 会計管理者。

会計管理者（堀籠満智男君） 明神揚水機並びに赤水処理施設維持管理基金、ともに基金の運用としては、債券と定期預金で運用させていただいております。明神、赤水ともに、保有している国債に含み益が出ておりました。これを売却させていただいて、その含み益を確定させたということでございます。この売却益の考え方なんですけど、これは債券の満期までの残り期間に生ずる利子を前倒しで受け取ったという性格のものでございます。当然、今後も債券を運用する必要がありますので、売却して得た利益で新たな債券を購入しております。新たに購入した債券につきましては、従前の債券に比べて利率が低下しておりますので、今年度一定額の利益が出ましたが、その反面来年度以降得られる利息が低下するということになりますので、併せて御理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 理解いたしました。

それで、明神揚水機施設の管理の件ですけれども、大分揚水機、設置されてから年数がたっていると思います。現状の維持管理の仕方、どのような現況、現状になっているものか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今お話しいただいたとおり、年数等はたっておりますけれども、現状として修繕をするような箇所は出ていない状況ではございます。ですので、安定的に運用しているというような状況だと解釈をしております。実際のところは、運転等の操作についてお願いをしているということで、当然農繁期の期間運転をするというような状況で毎年運転を行っているという状況でございます。特に今のところ故障等はでておりません。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 明神地区については、多分何年になるんでしょうかね、大分30年程度になるんでしょうかね、赤水、上北沢の後だと記憶しているんですけども、やっぱり揚水機を利用している農地の環境も大分その当時とは変わってきているというふうに思うんですけども、いつまでこの揚水機の維持管理する必要があるものかどうか、公害復旧でやった施設だと思いますので、その辺、赤水処理と、上北沢の施設と同じでしょうけれども、これからの維持管理の方法、運用の仕方について、やっぱり考えておく部分もあるのかなと思うんですけども、明神地区についても、その辺の考え方を伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 先ほどお話ししましたとおり、現時点では大きな故障といえますか、修繕等も行っていない良好な状態で管理をしているという状況ではございますけれども、お話しいただきましたとおり、年数等も毎年毎年、年を積み重ねてまいります。上北沢の処理場も同様ではございますけれども、適正な維持に努めながら運用していくというような現在の考えでございますので、明神の揚水機についても点検等を常に見ていただきながら、少しでも故障等発生した場合は対処をして、大きなものにならないように継続的に管理をしていきたいなというふうに現状では考えております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 歳入について4点ほど、確認的なやつ質問いたします。

まず、12ページの頭に4項たばこ税でございますけれども、今日、健康増進を狙いとして、禁煙が騒がれている時代なわけですけども、今回160万円追加、最終的に4,550万円を計上ということで、たしか前年度並みといたしますか、決算額もこの程度だったのかなと、喫煙者の方には感謝する気持ちもあるんですけども、非常に表現難しいんですけども、ここ数年この程度で来ておると思いますが、その辺の確認ということが1つ。

それから、次の使用料で、土木使用料257万8,000円、内訳の中で住宅使用料412万2,000円、この減額は北住宅の立ち退き関係が影響しておると思いますが、その辺、確認させていただきます。

それから、先ほど説明で、コロナに伴う云々ということが今回もありましたけれども、12ページの後段に行きまして、次のページですね、14ページに参りまして国庫補助金関係、その中で土木費、あるいは消防費国庫補助金、社会資本整備総合交付金、今回も追加されておるし、前後しますが総務国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この辺も国の3次補正の関係で追加ということですが、まず、これら2つの交付金の総額、最終的に今現在幾らになっているかその点伺います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） たばこ税の160万円の増額補正の件でございますが、消費本数は若干ずつ減っているわけなんですけれども、段階的にたばこ税の税率も上がっております。その関係で今回これまでの収入の実績額をベースに今回160万円の増額補正をさせていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 住宅費の減額の関係ですが、御質問のとおり、五反田北1住宅の転居促進の関係と、あとそのほかにも住宅の方で転居された方で今年度公営住宅がその所得に応じて家賃のほうを決定されまして、その中では比較的高い家賃の方が転居されたという影響もありまして、減額となっている要素もございます。

議長（細川運一君） 社会資本整備関係については。

都市建設課長（後藤広之君） 社会資本整備総合交付金の関係、道路関係になりますけれども、道路関係でいいますと、総額的なご質問ということだったんですけれども、補正後の予算といたしまして道路関係でいいますと総額で1億1,040万2,000円となっております。

議長（細川運一君） 臨時交付金については、企画財政課長でよろしいですか。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般の総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金165万6,000円となっておりますが、こちらはコロナ関連の小中学校の備品購入の補助金の補助裏分ということでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 地方創生臨時交付金総額幾らになっておるか、総額的にですね、それをお答えいただきます。

たばこ、消費は減っておるけれども、このような歳入見込み、財源確保からするとありがたい思いもするんですけども、まだまだかなという健康増進を図る意味でまだまだかなという思いで伺った次第です。

それから、住宅使用料の関係ですけれども、何世帯あと残られておるのか、その辺、再度伺います。

それから、両交付金、村として該当するメニューいろいろあると思うんですが、申請に手を挙げて決定に至らない分があるのかないのか、あるとすれば何件、その辺参考に伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 地方創生臨時交付金の総額幾らかということでございますけれども、補正後で1億3,119万6,000円となっております。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 五反田北1住宅の転居促進の関係ですけれども、現在残っている方が8世帯ございます。

あと社会資本整備総合交付金の総額ということなんですが、道路の分が先ほど申し上げました1億1,040万2,000円、あと公園の関係が今回の補正を含めまして4,300万円、あと住宅のほうですね、公営住宅のほうで8,384万7,000円、それと消防費補助金の関係で7万1,000円になりまして、合わせますと2億3,732万円となっております。

議長（細川運一君） 村として両交付金について予算要求をして採択とならないような事業あるのかというような質問あったと思うんですけども、それについての答弁を願います。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 大変失礼いたしました。

両交付金の事業計画どおりに来ているのかどうかというご質問かと思いますが、要望どおり来ているものの枠的には満額は来ていない状況でございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 両交付金、満額来ていないのは理解しますけれども、事業的に申請したけれども、県とのヒアリング等において当然その段階で外される分もあると思うんですが、そういうのは何件ぐらいあるのかという確認。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 失礼いたしました。

そのような事業はございません。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） まず、収入のほうですが、13ページの衛生手数料の増額の内訳。

それから、この支出ですが、一般管理費の総務の物件費、あとコンピューター管理費の減額の内容です。

高齢者タクシー利用助成金の減額、この内容についてお願いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 衛生手数料のほうの増額でございますが、大きな要因としては、

許可業者分、いわゆる事業所から出たごみ、こちらの運ぶ量が増えたために、許可業者に対する手数料を今回567万8,000円ほど増額補正させていただくものでございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） コンピューター管理費の減額の要因という形でございますけれども、

今いろいろな例えば総合行政システムのハードウェア保守業務もろもろいろいろな業務等がございます。その中で契約額との差異と申しますか、請負差額という部分での減額という形でのご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 当初予算で実施計画で計上しております600万円、それに対し

しまして実績に応じて減額したものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） コロナの影響で、都市部では一般ごみが増えて、企業のごみが減って

いる。逆に大衡はこういう状況だからというふうなことで理解はしているんですけども、それでもごみの量は全然減っていないというのが現状ですよね。コロナ禍でなかなか今年度、そういった指導なり、勉強会なり開けなかったんだろうなとは思いますが、やはりごみを減らしていくというふうなところではもう少し力を入れなければならないのかなと、総務のコンピューター関係、また、物品関係ですね、こんなに減るものなのかなというふうなところで、ちょっと疑問がありましたので、伺いました。

あと高齢者のタクシー助成の分ではありますが、これは数年前からこの事業が始まったときからやっぱり該当者がどのくらいで、どういったどのくらいの補助、申請があるのかというところの見込みがやっぱりまだまだなのかなというところがあるんだろうと思います。結局申請しない、もらって当然のような方でも知らなければ申請しなければ利

用していないというふうなこともありますし、また、シルバーセンター始まって、また違うサービスというふうなことも考えているんでしょうけども、この制度をやはりよりよいものにしていく、皆さんにご利用していただくというふうなところではちょっと不足していたのではないかなと思うんですが、その辺の内容についてもう少しお分かりでしたらお伺いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 佐々木議員おっしゃるとおり、本村のごみの状況ですが、一般ごみも企業ごみも現在増えている状況でございます。一般ごみのほうはやはりコロナの影響もあるのかとは思いますが、ごみを減らすということでは広報等により毎月ごみの分別関係ですとか、しておるんですが、そのほかに各地区の集積所に朝職員が出向きまして、各家庭から出るごみ、ペットボトルとか、缶とか、プラスチック系統は割と分別されておるんですが、分別がまだまだ行き届かないなというふうに見られるのが雑紙関係でございます。そちらのほうの雑紙の分別するためのこういうものが雑紙になるんですよというリーフレット、そちらをごみの集積所に来た住民に対してPRを今させていただきます。今もやっているんですが、各地区集積所2か所ずつ、28か所、今年度はとりあえず回らせていただく予定になっております。職員が直接出向いてのPRは来年度も続けていきたいと思っております。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 22ページのいわゆる12節委託料160万円、あとは13節の使用料の中の物品借上料132万円、合計300万円近い減額になっているという部分で、あまりにも多いんじゃないかという部分でございますけれども、あくまでもいわゆる先ほど言ったとおり実績精査によるものでございまして、当然当初予算から比較して実際に契約してこのぐらいの金額が落ちたという形でございますので、その点をご理解いただければありがたいかなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 高齢者等タクシー利用券につきましては、まだまだ周知が足りなかったのかなというふうに感じているところでございます。また、予算の計上につきましても度々ご指摘をいただいていたところでございましたので、令和3年度につきましては、改めて計上させていただいているような形でございます。また、令和3年度からはシルバー人材センターも機能いたします。そこで予定されておりますデマンドタ

クシーにつきましては、状況を踏まえまして、タクシー利用券との精査をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） おおむねそうなのかなと思っていますが、ごみの関係だけもう1問だけさせていただきますけれども、職員の方が集積所に行って説明しているというふうなことを伺うと、頑張っていますねというふうにはしか言えないんですけれども、それでも改善されない、また、集積所に行っているのであれば、なおさらこのこの地区の集積所危険だとか、ここをもう少し改良すると使いやすいんだろかなというものがあるんだろかな。皆さんいろいろ聞かされていると思うんですけれども、家から集積所遠いとか、うちの近くの集積所が隣の地区の集積所なので出しにくいとか、その集積所の近くにお住いの方が、一生懸命きれいにしているところもありますよね。そうするとよその人が来たりするときにちょっとトラブルが起きているとか、そういったことを聞いているかと思うんですけれども、やはりその中でも出しにくいところ、またどうしてここに集積所これしかないのかなというところがやっぱりあると思うんですね。区長からもそういったことは出ているんだろかなと思うんですけれども、実際、現場に行ってみて、もう少し改良、また場所の移動を考えられるなというふうなところを精査しているものなのか、その辺、内容をまとめているのであればお伺いしたい。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） ごみの集積所の関係でございますが、ちょっと月は忘れたんですが、区長会議のほうで一度ご相談申し上げておまして、地区をまたいで、例えば隣の地区の集積所のほうが近いご家庭があった場合、そういったものも出すような形で区長同士でうまく調整できないかというようなご相談を申し上げておりました。区長会議の中では、そういったのは区長同士で話し合っ、それはもう当然住民の出しやすい方向性で区長同士で調整しますというようなお答えをいただいております。当然限られた集積所の数でございますので、集積所から遠い方もいらっしゃると思うんですが、そういったことに関しても、地区、区長なり衛生嘱託員と相談しながら、精査していきたいと思っております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 1点だけ、46ページの事務局費の中で、外国青年招致事業、これの去年のその実績あったのかなかったのか。

そしてまたその事業内容の1点だけお聞きします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） 事務局費の中の外国青年招致事業の関係ということでございますけれども、こちらにつきましては小中学校に配置しております外国語指導助手ALTですね。そちらの招致事業となっております、こちらの予算といたしましては、その報酬とアパートの借上代であるとか、費用弁償、あとは研修費、そういったものが含まれておりますので、そういった事業を行っているということでございます。小学校と中学校、あと1日ですけれども、こども園、そちらのほうにも指導に行っているというようなことでございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） それでは、ALTの話は出ましたけれども、うち前のアパートにお住まいしている方おりますけれども、話に聞きますと、駐車場の問題がちょっと、駐車場の件なんですけれども、運送会社のほうで何の支払いもなくお借りするようにお聞きしていますけれども、その辺把握していますかね。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） ALTは自動車を所有しております。その所有しております自動車の管理につきましては、ALT本人が行うものとなっております、その駐車場につきましては、アパートの隣の運送会社のほうのご厚意で置かせていただいているということで今現在そちらのほうに駐車しているということでございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） じゃあ要するに無料でお借りしているということですね。実際は、当然私の隣ですから、たまたま除雪するときに事務所の前、今回今年特に雪が多かったせいもありますけれども、除雪にちょっと支障を来しておったんですよ。それで、会社で当

然民間の人をお願いして除雪しておったんですけれども、どうしてもその車の支障があって、100%除雪できなかったのが今年の実態なんですけれども、今後車必要だろうけれども、やっぱりきちんとした駐車場を確保しておいて、何の支障もないようにしていただければなと思ったんですけれども、それについてお聞きします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） 今のほかの人とうちのほうでは把握してございまして、そういった除雪の支障になったということであれば、うちのほうからALTのほうにもそういったことがないように、お借りしているということですから、そちらのほうにはご迷惑をかけないようにということでお話をしたいと思います。

なお、当然自動車がないとなかなか通勤できないので、実際今までもALTが個人で自動車を所有するということは多かったですけれども、その際もずっと隣の運送会社さんのほうのご協力で無料で貸していただいていたという経緯がございましたので、その辺についても今後どうするかということもちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 32ページ、児童保育費のことについてお尋ねをします。

負担金補助のところで障害児保育事業補助金709万2,000円の減額とあります。当初予算は幾らであって、減額の理由をお知らせください。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 障害児保育事業につきましては、当初予算1,296万円でした。それに対しまして今回の705万9,000円の減額でございますが、こちらにつきましては今回利用予定だった児童に対して見込んでいたものより少なかったということでございますが、途中から該当になった児童分も若干プラスはされて相殺した結果減額ということになりました。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 当初予算は2,000万円以上の金額であったと。それにしても700万円というのは非常に大きいなと思ったものですから。コロナの影響とかそういうのもあったのかな。でも、本当に真に保育の必要な方に対しては、その影響はなかったのかどうかも併せて伺います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 障害児保育につきましては、実際、こども園、それから保育園のほうを利用されている園児もございますが、実際に障害者施設のほうを利用されているお子様もございまして、放課後等デイサービスを利用されているお子様がコロナの影響によって登園を控えていたり、そういったことも影響は若干あったというふうには思っております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 46ページのいじめ問題対策連絡協議会委員についてお聞きします。

まず、どのような委員会なのか、また、委員の構成と年何回実施しているものか。

そして、最初の課長の説明でもありましたが、改めて減額の理由をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 岩渕参事兼指導主事。

参事兼指導主事（岩渕克洋君） まず、村の条例のほうで設置のほうが規定されております。

今年度は年3回を予定しておりましたが、学校が開始したのが6月というのもありましたので、10月と2月に、年2回の実施ということで開催させていただきました。

なお、構成メンバーですが、小中学校の校長、それから、こども園の園長、それから児童館館長、それから小中学校のPTA副課長等、15名の方で構成しております。

議長（細川運一君） 改めて予算の減額の理由も質問がありましたけれども。

参事兼指導主事（岩渕克洋君） 失礼いたしました。

年3回ということで3回分の費用で計上しておりましたが、実際には2回ということで1回分を減額しております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 減額の理由として、コロナの影響で会議を1回減らしたということは理解いたしました。

また、報酬の関連について再質問をしたいと思います。小中PTA連絡協議会でも同じ内容でメンバーも若干は違いますが、年2回ほど行われております。今後これを一本化にして、村で報酬なり、支援なりしていくような考えはないか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） いじめ問題につきましては、村で設置しているものと、あとは小中学校で行っているというのがそれはPTAのほうが主催という形でして

いるものですので、P T Aのほうの事業という形の中でやっているものですから、そちらのほうを村のほうに取り込むということではなくて、その辺は協力して行っていくということなのかなというふうに認識しているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） P T Aの保護者から聞きますと、村でも参加して、小中でも参加して、大変多忙と聞いておりますし、先生方も何か同じことをしているような会議だねという声もちらほら聞いております。一本化することによって、村とP T Aの委員全員が情報を共有して、早期発見なり、早期対策にもつながりますし、委員の皆さんに、P T Aの皆さんにも報酬を出すことによっていじめ問題に対する意識も高くなっていくのかなと考えられます。これからも小中とP T Aの皆さんと密に連携していただいて、村のいじめ問題対策連絡協議会、より深い委員会にしていきたいと思いますが、再質問になりますが、伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） 村としてのこのいじめ対策委員会、こちらは当然制度的に行っているものでございまして、たまたまメンバーが小中学校のP T Aのほうの主催しているいじめ問題の関係の会議とダブってはいるんですけども、やはり主体が別ということなので、それぞれ行っているわけですが、メンバーもほとんど重複している方もいらっしゃいますので、その辺については、今後P T Aのほうの活動としての在り方、そういったところと調整をさせていただいて、村のほうのいじめの問題の協議会があるのであれば、そちらのほうでそういったものを包括してしまうというふうにP T Aのほうで判断されれば、その部分の事業をなくして、村のほうの事業の中でいじめ問題を話合っていくという形にするということは、それはやぶさかではないと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第16号、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第16号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第16号別紙、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,088万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,544万5,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税361万円の増、4節から6節、いずれも滞納繰越分の収入見込みによる増額でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金3,397万2,000円の減、1節普通交付金は療養給付費の算出減額相当分でございます。2節特別交付金は交付見込みによる減額でございます。

3目災害臨時特例補助金1,000円の減、確定によるものでございます。

次のページ、4款1項1目利子及び配当金2,000円の減、実績による減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金51万8,000円の減、事業費確定によるものでございます。続きまして、8ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費22万2,000円の減、2節から4節は人件費分の補正でございまして、12節委託料は事業確定による減額でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2,890万円の減、3月の支給決定分までの見込みによるもので減額補正してございます。

2目一般被保険者療養費100万円の減、こちらについても見込みによるものでございます。

次のページ、2項1目一般被保険者高額療養費350万円の減、こちらも見込みによる減額でございます。

5款1項1目保健衛生普及費83万5,000円の減、事業終了による減額でございます。

2項1目特定健康診査等事業費125万6,000円の減、こちらも事業終了によるものでございます。

次の10ページをお開き願います。

6款1項1目財政調整基金積立金2,000円の減、預金利息の予定額による減額でございます。

9款1項1目予備費483万2,000円の増額については、財源調整でございます。

11ページは給与費明細書になりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 国民健康保険の保険証が3月からマイナンバーカード使用可能というふうになっておりますが、大衡村としては、今その件についてはどのように進んでいて、例えば国から保険証の発行の代わりにマイナンバーカードを使うというふうなことで何かシステム改修とかがあるのか、その件については、この保険会計にかかわらず、村の一般のほうで行われるものなのか、その辺確認したいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） マイナンバーを活用した各種の保険証としての利用でございますが、こちらはまずマイナンバーを取得していただいた方が自らマイナポータルサイトのほうに入っていただいて、まず保険証として利用する旨の申込みを行います。そちらでマイナンバーが保険証として使えるようにはなるんですが、実際村が何かするかというと、何もすることはなくて、いわゆる病院ですとか、薬局のほうにマイナンバーカードを読み込むリーダーという機械が国から配られます。大きい総合病院ですと、そのリーダーが6個だったと思いました。小さい診療所クラスとか、院外薬局さんは1個ずつ無償で配られるということで、そちらにマイナンバーカードをかざしていただくと、保険証としての使えるような状態になるんですが、今現在、医療機関ですとか、薬局さんで整備されている割合というのが国保新聞というのがあるんですが、そちらによると約3割弱程度というふうに先日載っているのを見かけました。村として関わりがあるのは、国保の情報ですとか、そういったのを国保連合会の中央というところがあるんですけれ

ども、そちらのほうに流すという作業の改修ですとか、そういうシステム改修が出てきますが、村で保険証を書き換えるとか、そういったことはなくなります。ただ、窓口での切り替えの申請は今までどおり紙ベースではある程度は皆さんしていただくようになると思うんですが、当然保険証として利用される方、マイナンバーカードを利用される方、利用されない方、まちまちいらっしゃるので、当面の間は社会保険も国民健康保険も後期高齢者の保険もそうなんですけれども、紙ベースもしくはプラスチックベースの保険証は全員に発行されるということになっております。

国では、マイナンバーカードを令和4年度末には全国民に対しての取得を目指すというふうになっておりますが、現在全国ベースで30%台後半の取得率でございます。

ちなみに本村は2月末現在で24%の取得率となっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 歳入についてお伺いします。

6ページ、今回の国民健康保険事業勘定特別会計、総額としては減額補正予算ですけれども、保険税については361万円の追加、これらはいずれも滞納繰越分の追加になっておりますが、もし手元に資料があれば4節、5節、6節、年度ごと何件分ぐらい納付されたのか、もし資料があれば、なければ結構ですけれども。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 申し訳ございませんが、滞納繰越分の個別の明細については、現在ちょっと持ち合わせてございません。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） いずれにしてもこのように実績として滞納分が納付されているという意味での今回補正と解釈するわけですけれども、ぜひ今後も担当課として努力していただきたいというふうに要望しておきます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） そのように対応したいと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 令和2年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
議長（細川運一君） 日程第4、議案第17号、令和2年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第17号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和2年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,061万円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費についてでございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条は、地方債の補正についてでございます。第3表でご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正でございます。追加といたしまして、1款2項下水道建設費の公共事業建設事業に1,768万3,000円を追加するものでございます。国道4号の下水道管移設詳細設計業務の繰越しになります。

続きまして、次のページ第3表をお願いいたします。

地方債の補正についてでございます。変更といたしまして、特定環境保全公共下水道事業債限度額2,380万円に530万円を追加し、限度額を2,910万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。8 ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。1款1項1目下水道事業負担金25万1,000円の増です。1節は受益者負担金の増額実績見込みによるものです。2節維持管理負担金につきましては、大和町からの糸繰ポンプ場維持管理負担金確定によるものでございます。

2款1項1目下水道使用料862万5,000円の増です。収入見込みによるものでございます。

2 項 1 目手数料 9 万 9,000 円の増です。1 節排水設備工事責任技術者登録手数料並びに 2 節排水設備指定工事店登録手数料、それぞれ実績見込みによるものでございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1,092 万 5,000 円の減です。歳入歳出調整によるものです。

6 款 1 項 2 目消費税還付金 1 万円の増です。令和元年度申告分の修正申告に伴う還付金となっております。

7 款 1 項 1 目下水道事業債 530 万円の増です。国道 4 号下水道管の移設詳細設計業務に係る増額となります。

次のページをお願いいたします。

歳出についてです。

1 款 1 項 1 目総務管理費 69 万 8,000 円の減です。8 節から 13 節につきましては説明記載のとおりで見込みによるものです。18 節負担金補助及び交付金 109 万 8,000 円の減につきましては、説明記載確定によるものでございます。26 節公課費 48 万 8,000 円の増につきましては、支払い消費税確定申告に伴う補正となっております。

2 目管渠管理費 132 万 1,000 円の減です。10 節需用費 32 万 1,000 円の減につきましては電気料の減額となっております。12 節委託料につきましては、維持管理業務の精算見込みによるものでございます。

2 項 1 目公共下水道建設費 527 万 2,000 円の増です。3 節は人件費の補正です。12 節委託料 629 万 6,000 円の増につきましては、国道 4 号下水道管移設詳細設計業務に係る増額となっております。14 節工事請負費 98 万 6,000 円の減につきましては、事業確定による減額となっております。

2 目流域下水道建設費 44 万 1,000 円の増につきましては、吉田川流域下水道建設負担金確定によるものでございます。

2 款 1 項 2 目利子の 33 万 5,000 円の減につきましては、確定によるものです。

3 款 1 項 1 目予備費 1,000 円は調整によるものとなっております。

10 ページの給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第18号、令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案第18号別紙でご説明申し上げますので、1ページをお開き願います。

令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,905万7,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料51万円の減、2節現年度分普通徴収保険料70万円の減、3節滞納繰越分普通徴収保険料19万円の増、収入見込みによる補正でございます。

3款2項5目その他補助金交付金18万9,000円の増、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった1号保険者の保険料減免に対する補助金で、補助率10分の6でございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金1万7,000円の減、見込みによる減額でございます。2節事務費繰入金233万1,000円の減、事業利用見込みによる減額でございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3万5,000円の減、見込みによるものでございます。

3項2目認定審査会共同設置負担金、18節負担金補助及び交付金の減、46万5,000円の減、こちらにつきましては黒川地域行政事務組合介護認定審査会の精算による減額でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、財源の入替えでございます。

3目居宅介護福祉用具購入費につきましては、居宅介護福祉用具給付費と介護予防福祉用具給付事業とでの10万円の補正でございます。

続きまして8ページお開き願います。

1項4目居宅介護住宅改修費。

3款2項1目一般介護予防事業費9,000円の減。

3項1目総合相談事業5万円の減。

4目任意事業費184万8,000円の減。

6目生活支援体制整備事業費269万1,000円の減。

7款1項1目予備費242万9,000円の増、こちら予備費につきましては、財源調整でございます。全て実績による増減額でございます。

10ページの給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 本会計、所管が健康福祉課ということで、人件費関係、ちょっと確認いたします。

昨日の条例改正関係におきましても、専門職の在り方、職員の採用、なかなか応募者がいないという中での人事面での苦労をなさっている点も出されましたけれども、人件費を見ますと8ページから9ページにかけまして3項の包括的支援事業・任意事業、職員手当等、共済費、給料調整されておるわけですがけれども、時間外について確認ですけれども、昨年は確かに先ほど来のコロナ禍の中での行事の中止やらも影響している分、あるいは途中退職者も健康福祉課の場合退職者も発生していると、さらにはコロナワクチンの接種に伴う兼務の方もおりますけれども、それらのチームの編成等々、所管事務も大変苦労なされているのかなと、そういう中で給与明細にもありますけれども、最終的には時間外、たしか当初では3%計上だと思んですが、今回減額という逆に大丈夫なのかという気持ちになったわけですが、先ほどの一般会計の補正でも各課、大変努力といたしますか、行事ないゆえに大分今回減額という姿がありましたが、まず健康

福祉課として、現在事業に取り組んでいる中で職員の人事管理面で問題ないのか、これだけ減額して、その辺まず伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、9ページの生活支援体制整備事業費の人件費の減額につきましては、議員おっしゃるとおり、こちら職員1名退職によるものの減額でございます。なお、時間外の減額につきましては、今般の補正では計上してございませんが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業といたしまして、そちらのほうの時間外計上ということで、そちらのほうで時間外は見てございます。こちらの生活支援体制整備事業を含めて各事業はコロナウイルスの影響により事業縮小によって時間外は発生していないものでございます。

人事管理面でしたでしょうか、そちらにつきましては、現段階では健康福祉課では職員一生懸命頑張っておるところでございます。これ以上ちょっと頑張れという言葉をかけにくい状況ではございますけれども、みんな職員使命感を持って頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 時間外ということで、佐野議員もご心配されている昨日のお話もあったようでありますけれども、やはり今職員が一生懸命頑張ってやっております。私は、就任当時から正当な報酬、残業の対価、時間外の、それは正当な報酬を支払いますよと、したがってサービス残業というものはないです、基本的には。そういうことを就任当初から申し上げました。そして、今もそれを職員の方々は一生懸命頑張って、そして、本当に超過する勤務時間、それを誠実に記入しているんだろうと、そして庁内にも時間外適正化委員会というものを設けまして、もちろん前からあったわけでありますけれども、そこで管理をして、その超過勤務の実態をつぶさに報告を受けて、そしてそこでいろいろな調整ではないんです。そこでいろいろな議論をしているところでもありますから、本当に今回こうやって減額補正ということで大変ご心配をおかけしておりますけれども、そういったことで、職員の中途退職やら、そういったものが大きくいろいろな意味で影響しているということをご理解いただきたいと思います。基本的には正当な対価を支払うべきだと、私はそういうスタンスでおるところであります。

以上であります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 村長から答弁をいただきましたけれども、正当な対価、そのとおりだと思うわけですが、私、質問した意図は、健康福祉課、非常に幅広い業務、途中退職者も出まして、限られた職員で業務をこなしている。その場合、同じ人間ですのでメンタル面とか、あるいはお互いに家庭というものを持った職員の方々を考える場合に、課長、村長答弁も一生懸命やっているんだという、それは篤と理解するわけですが、特定の職員、一部の職員に例えばですが、負担がかかるとか、そういう人事管理面で非常に心配といいますか、そういう意味で質問をしたわけですが、確かに無駄な時間外はということは当初から答弁のとおりで理解できますけれども、これからもひとつ無理のない中での職員人事管理をひとつお願いしたいと思います。今回、この人件費の減額補正に関連して、質問した次第であります。御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（細川運一君） 国保会計の関連としての広い意味での人事管理に関するご質問だと思いますので、担当課長と言えは総務課長に一応事務方を代表してご答弁願います。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 先ほど健康福祉課長、あとは村長が答弁したとおりでございます。確かにいわゆる時間外を払えばいいという問題ではございません。当然職員のいわゆる心の問題ですとか、健康管理を十分に気を配っていかなくちゃいけないという部分もございます。例えばあと先ほど村長が答弁したとおり、いわゆる時間外適正化会議というのを設けてございます。月の初めに、その前の月の時間外の状況を見るということで、その中で例えばタイムカードもつぶさに見て、例えばこの職員についてはかなり遅い時間まで残っているよと、何かあるのかという部分で担当課長のほうから状況等を聞いてもらっていると。あとはその中で例えば心の病、もしくは心の病の予備軍等々の職員はいないかどうかというのも当然併せた形で人事管理とか、そういった部分も副村長をはじめとして総務課長、企画財政課長、あとは教育長、このメンバーで話をしておりますので、それが100%大丈夫かという部分はありますけれども、そういった部分で職員のほうにも心を砕いて人事管理等を行っている状況でございますので、ご理解をいただければありがたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 私も減額についてお聞きいたします。

9ページですけれども、任意事業費184万8,000円の減額になっていますけれども、この具体的な委託料とあと扶助費ですけれども、具体的な中身、減額後の見込額というんですか、実績額どの程度の金額になるものか。

それから、人件費については、ただいま佐野議員の質問ありましたけれども、退職者1名分ということですから、具体的に答弁できるのであれば、職種、何か月分なものか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、任意事業につきましては、配食サービス、それから緊急通報システム、それから紙おむつの支給の関係でございます。こちらにつきましては、実績に応じましての減額でございます。

もう1点、退職者につきましては、9月いっぱい退職してございましたので、その10月以降分の人件費の減額でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今、配食サービス、あるいは緊急通報システム、おむつということですが、具体的に実績見込みというのはどの程度の件数といいますか、金額になるでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 補正後の任意事業費につきましては662万5,000円でございます。補正後の予算額につきましては119万7,000円でございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第19号 令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第19号、令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第19号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ205万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,638万7,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正についてで、第2表でご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正の変更でございます。

合併処理浄化槽整備事業債の限度額1,180万円から140万円減額し、限度額を1,040万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。7 ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

1 款 1 項 1 目合併処理浄化槽分担金19万2,000円の減です。新設の浄化槽設置実績見込みによる補正となります。

2 款 1 項 1 目合併処理浄化槽使用料、実績見込みによるものでございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金118万7,000円の減です。歳入歳出調整によるものです。

7 款 1 項 1 目下水道事業債140万円の減です。新設浄化槽設置実績見込みによる補正となっております。

続きまして、歳出について。

1 款 1 項 1 目合併処理浄化槽管理費29万5,000円の減です。人件費の補正と、11節役

務費20万7,000円の減につきましては、法定検査手数料等の実績見込みによるものです。18節負担金補助及び交付金につきましては、説明記載確定によるものです。

2目合併処理浄化槽建設費166万7,000円の減です。工事費の減額で、設置基数実績見込みによる減額となっております。

2款1項2目利子9万2,000円の減です。確定によるものです。

次ページの給与費明細書につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号 令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第20号、令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議案第20号別紙によりご説明申し上げます。

1ページ目をお開き願います。

議案第20号別紙、令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,731万5,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料80万円の増。

2 目普通徴収保険料43万7,000円の増、それぞれ収入見込みによる増額でございます。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金46万5,000円の減、人件費と事務費見込みによる減額でございます。

続きまして、歳出、7 ページでございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費46万5,000円の減、職員人件費及び12節委託料の減額でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金123万7,000円の増、歳入でもご説明申し上げました保険料の増額によるものでございます。

次のページ、8 ページにつきましては、給与費明細書になりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 2 1 号 令和 2 年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第 8、議案第 21 号、令和 2 年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第 21 号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和 2 年度大衡村水道事業会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

第 1 条は、総則についての規定で、令和 2 年度大衡村水道事業会計補正予算（第 3 号）

は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出についての規定でございます。令和2年度大衡村水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもの
でございます。

収入、第1款水道事業収益及び支出の第1款水道事業費用既決予定額2億3,993万
5,000円に、それぞれ362万8,000円を追加し、2億4,356万3,000円とするものでござい
ます。

第3条は、資本的収入及び支出について定めたもので、予算第4条の本文括弧書き中
「過年度損益勘定留保資金3,281万9,000円」を「過年度損益勘定留保資金3,213万
1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございま
す。

収入、第1款資本的収入1,000円に41万6,000円を追加し、41万7,000円とするもので
ございます。

支出の第1款資本的支出3,282万円から27万2,000円減額し、3,254万8,000円とするも
のでございます。

続きまして、内容につきまして、5ページの予算説明書でご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出の収入について、第1款1項3目その他営業収益12万
4,000円の増です。こちらは設計審査及び工事検査手数料実績見込みによるものでござ
います。

2項3目水道加入金335万5,000円の増です。水道加入金の実績見込みによるものでござ
います。

5目雑収益14万9,000円の増です。給水工事指定店の更新手数料実績見込みによるも
のでございます。

続きまして、支出について、第1款1項1目原水及び浄水費710万円の増です。2節
受水費といたしまして実績見込みによるものでございます。

4目総係費10万5,000円の増です。人件費の補正と10節印刷製本費につきましては、
収入日報印刷に係る補正となっております。

6目資産減耗費13万8,000円の増につきましては、平場配水池水位計更新に係る除却
費の計上となっております。

4項1目予備費371万5,000円の減は、調整によるものです。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入についてです。1款1項1目開発負担金41万6,000円の増です。開発負担金1件分の補正となります。

続きまして、支出、1款1項2目配水設備拡張費27万2,000円の減です。委託料の減額で、国道4号上水道管移設詳細設計業務に係る精算見込みによる補正となっております。

8ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 3条予算収入、収益的収入水道事業水道加入金ですけれども、1点目、実績見込みということの説明でしたが、具体的に。

それから、支出の1目の原水及び浄水費ですね、710万円、これ大崎広水からの受水の関係だと思うんですけれども、710万円の追加、この辺、決算に向けまして、今年度の見込みといたしますか、一般質問も有収率の関係をさせていただいたわけですけれども、今年度におけるこの時期710万円追加することにおける大崎広水からの受水の在り方、どのように見通しを立てておるのか。

それから、3点目として資本的収支の開発負担金、扱い件数1件ということでしたが、具体的に名称を出せるのであれば、宅地なのか建物なのか、その辺をお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず1点目の水道加入金についてですが、今年度の実績見込みといたしまして16件ほど見込んでおります。

2点目の受水費の関係ですが、受水費といたしまして、ご質問のとおり大崎広域水道への支出になりますけれども、補正後の予算額といたしまして1億3,615万円ほどを見込んでおりまして、前年度よりも3.7%ぐらいの増になるかなというふうな見込みでございます。

3点目の開発負担金につきましては、こちらは五反田地区に開発されている宅地開発の関連での開発負担金となっております。

以上です。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 水道加入金は16件ということですが、これらは全て一般住宅といいですか、口径から住宅なのか、その辺を再度伺います。

それから、開発負担金は理解しました。

大崎広水について見込み額1億3,600万円からということですが、前年度より若干といいですか、増、その辺はやはり給水量の増もあると思うんですけども、無効水も想定しての見込み額になっているのか、再度確認します。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 加入金につきましては、内訳まではちょっと持ち合わせていなくて申し訳ないんですが、住宅のほかに工業団地進出企業からの加入金も数件ほど含まれております。

それとあと受水費につきましては、ご質問のとおり給水の増に加えまして無効水の部分についても見越した上での補正とさせていただきます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 日程第 9 | 議案第 2 2 号 | 令和 3 年度大衡村一般会計予算を定めることについて |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 3 号 | 令和 3 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 4 号 | 令和 3 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 5 号 | 令和 3 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 6 号 | 令和 3 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 7 号 | 令和 3 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて |

日程第15 議案第28号 令和3年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君）　ここでお諮りをいたします。日程第9、議案第22号、令和3年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第10、議案第23号、令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第11、議案第24号、令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第12、議案第25号、令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第13、議案第26号、令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第14、議案第27号、令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第15、議案第28号、令和3年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上の7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第22号から日程第15、議案第28号までの7件の議案を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君）　各議案についてそれぞれ説明を求めます。なお、説明は概要、要点のみを簡潔に説明願います。

企画財政課長、一般会計について説明願います。

企画財政課長（残間文広君）　それでは、令和3年度の各種会計予算書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第22号、令和3年度大衡村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出の規定です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億1,000万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為の規定で、第2表でご説明いたします。

第3条は、地方債の規定で、第3表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金の規定で、従来の1億円から近年の年度末の資金繰りの関係上、借入れの最高額を3億円と定めるものです。

第5条は、歳入歳出予算の流用の規定でございます。

次に、7ページをお願いします。

第2表、債務負担行為ですが、4件ありまして、1件目が令和3年度大衡村中小企業振興資金損失補償料、期間が令和4年度から令和13年度までで、限度額が170万円。

2件目が、令和3年度大衡村中小企業振興資金融資利子補給金、令和4年度から令和11年度までで、限度額200万円。

3件目が、令和3年度小規模事業者経営改善資金利子補給金、令和4年度から令和6年度までで、限度額70万円。

4件目が、令和3年度万葉のびのび子育て支援事業、令和4年度から令和5年度までで、限度額は記載のとおりであります。

以上4件を設定するものです。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。

第3表、地方債の関係です。

道路橋梁整備事業債ですが、限度額が8,130万円、尾西中山線改良舗装事業及び竹ノ内蒜袋線交差点改良事業外2事業へ充当するものです。

辺地対策事業債は、限度額3,980万円、長町小沼田前線改良舗装事業外2事業へ充当するものです。

臨時財政対策債につきましては、限度額2億円とするものです。

次に、9ページ、事項別明細でご説明いたします。

まず、歳入です。

1 款村税13億6,879万8,000円、前年度比4%の減です。主な減額要因は、個人村民税、法人村民税、固定資産税で、新型コロナウイルス感染症に起因するものとなっております。

2 款地方譲与税5,111万8,000円。

3 款利子割交付金27万4,000円。

4 款配当割交付金129万6,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金86万円。

6 款法人事業税交付金2,586万4,000円。

7 款地方消費税交付金1億6,822万2,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金1,317万6,000円。

9 款環境性能割交付金468万4,000円。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金2,400万円。

11款地方特例交付金500万円。

12款地方交付税6億円、前年度比7.9%の増として計上しております。

13款交通安全対策特別交付金130万円。

14款分担金及び負担金71万8,000円。

15款使用料及び手数料8,733万7,000円。

16款国庫支出金4億8,912万8,000円、前年度比20.6%の減です。主な減額要因は、河原住宅改修事業が終了したことによるものです。

17款県支出金2億3,133万9,000円。

18款財産収入5,808万1,000円。

19款寄附金350万1,000円。

20款繰入金6億1,661万円、前年度比10.4%の減で、財政調整基金からの繰入減が主な減額要因となっております。

21款繰越金1,000万円。

22款諸収入2,759万4,000円。

23款村債3億2,110万円。

歳入合計41億1,000万円です。

次に、10ページをお開き願います。

歳出です。

1款議会費8,936万7,000円、前年度比2.3%の増で、タブレット導入事業が主な増額要因です。

2款総務費6億6,286万6,000円、1.2%の増、主な増額要因は演習場周辺整備対策費に係る給食センター設置基金への積立金となっております。

3款民生費9億7,550万1,000円、1.3%の減。

4款衛生費3億8,441万5,000円、7.0%の減。

5款農林水産業費1億7,551万4,000円、37.7%の増、主な増額要因は、西沢用排水路整備事業となっております。

6款商工費1億5,205万7,000円、35.8%の増、主な増額要因は企業立地奨励金5社分となっております。

7款土木費6億3,469万円、30.4%の減、継続事業として尾西中山線・海老沢線外

1・長町小沼田前線改良舗装事業があります。主な減額要因は歳入でもご説明いたしました河原住宅改修事業の完了によるものです。

8款消防費 1億6,287万3,000円、1.5%の増。

9款教育費 4億1,341万1,000円、8.0%の減、主な減額要因は心のケアハウス整備事業の完了によるものです。

10款災害復旧費6,241万9,000円。

11款公債費 3億7,102万5,000円。

12款諸支出金1,000円。

13款予備費2,586万1,000円、150.3%の増、災害や新型コロナウイルス感染症に備えるため増額としております。

歳出合計41億1,000万円です。

予算書、飛びまして、106ページから111ページまでは、給与費明細書、112ページから116ページまでは債務負担行為の一覧表、117ページは地方債関係の調書となっておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） 住民生活課長、国保、後期高齢会計について、説明願います。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、国民健康保険事業勘定特別会計についてご説明いたします。

予算書118ページをお開き願います。

令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,500万円と定めるもので、前年度より4,100万円、7.79%の減でございます。

第2条は、一時借入金の規定でございます。借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用について定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、124ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税7,665万2,000円、前年比397万3,000円の減でございます。令和3年度につきましては、前年度に決定した保険税率を基に1節医療

給付費分、2節後期高齢者支援金分については世帯数652世帯、被保険者数1,076人、介護納付金分につきましては世帯数256世帯、被保険者数299人で算出しております。

次の125、126ページをお開き願います。

2款1項1目督促手数料3万円は前年同額で計上でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金3億2,918万8,000円、1節普通交付金は療養給付費、療養費、高額療養費など保険給付費相当分でございます。2節特別交付金は、保険事業や保険者努力支援分に対する交付金でございます。

4款1項1目利子及び配当金2万8,000円、財政調整基金の利子相当分を計上させていただきます。

5款1項1目一般会計繰入金4,194万円、人件費及び事務事業に係る所要額を計上させていただきます。

2項1目財政調整基金繰入金3,000万円、財政の安定化を図る財源調整分でございます。

6款繰越金と、次のページをお開きいただきまして、7款諸収入につきましては、科目設定としての計上でございます。

続きまして、128ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費970万4,000円、職員1名分の人件費及び事務費でございます。主なものは人件費のほか保険証当の印刷製本費やシステム保守委託料でございます。

次の129、130ページをお開き願います。

2目連合会負担金50万円、宮城県国保連合会に対する負担金でございます。

2項1目賦課徴収費208万2,000円の主なものといたしましては、賦課徴収に係る納付書等の印刷及び委託料のほか、13節使用料及び賃借料は、コンビニ収納システムソフトウェアのレンタル料でございます。

2目納付奨励費168万4,000円につきましては、納税組合等に対する納付奨励事業費でございます。

続きまして、3項1目運営協議会費18万6,000円、村の国保運営協議会の委員に対する報酬並びに費用弁償が主なものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2億7,784万7,000円、2目一般被保険者療養費264万6,000円、3目審査支払手数料125万6,000円でございますが、過去の実績を踏まえて計上させていただきます。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費3,814万2,000円につきましても、過去の実績を参考に計上させていただいております。

次のページをお開き願います。

2 目一般被保険者高額介護合算療養費、3 項移送費につきましては科目設定で、4 項出産育児諸費210万2,000円は出産 5 件分、5 項葬祭諸費50万円につきましては、前年同額で10件分。

6 項傷病手当金は科目設定でございます。

3 款 1 項医療給付費分8,161万2,000円、2 項後期高齢者支援金等分3,218万5,000円、次のページをお開き願いまして、3 項介護納付金分914万5,000円につきましては、宮城県より市町村ごとの納付金を示された額を計上させていただいております。

4 款 1 項共同事業拠出金1,000円につきましては、退職者医療制度に係る事務に対する国保連合会に対する拠出金でございます。

5 款 1 項 1 目保健衛生普及費237万8,000円は、医療費の適正を図るため、レセプト点検員の人件費、各種啓発用パンフレットの作成費、医療費通知に係る費用でございます。

2 目疾病予防費24万円につきましては、脳ドック助成事業分になります。

2 項 1 目特定健康診査等事業費887万9,000円、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用分でございます。

6 款 1 項 1 目財政調整基金積立金 2 万9,000円、財政調整基金利子の積み立てを見込んでいるものでございます。

7 款公債費につきましては、科目設定でございます。

次のページをお開き願います。

8 款諸支出金につきましては、1 目から 5 目までは科目設定でございまして、退職被保険者等保険税還付金、退職被保険者等還付加算金は廃目整理でございます。

9 款予備費1,301万8,000円、こちらにつきましては財源調整でございます。

137から142ページにつきましては給与費明細書でございますので、後ほどご確認願います。

国保会計については、以上でございます。

引き続き、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

213ページをお開き願います。

令和 3 年度大衡村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,550万円と定めるもので、前年度より250万円、4.72%の増でございます。

第2条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用について定めるものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書、218ページをお開き願います。

1款1項1目特別徴収保険料2,151万8,000円、前年度比10.21%増でございます。2目普通徴収保険料1,216万6,000円、前年度比3.22%増でございます。こちらは過去の実績を基に収納を見込んでございます。

2款1項手数料につきましては、前年同額を計上しております。

3款1項1目事務費繰入金731万8,000円は人件費を含めた事務費等の繰入分で、2目保険基盤安定繰入金1,444万9,000円につきましては、低所得者等に対する法定軽減分を県が4分の3、村4分の1の割合で繰り入れるものでございます。

4款繰越金、次のページ、5款諸収入につきましては、前年同額で科目設定での計上でございます。

続きまして、歳出、220ページでございます。

1款1項1目一般管理費573万1,000円、職員1名分の人件費が主なものでございます。次のページをお開き願います。

2項1目徴収費158万7,000円、納税組合等に対する納税奨励事業費及び納付書等の印刷製本費ほか13節使用料及び賃借料は、コンビニ収納システムソフトウェアのレンタル料が主なものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4,793万9,000円、被保険者からの保険料と保険基盤安定負担金を合わせ広域連合に納付するものでございます。

3款諸支出金については、前年同額の計上でございます。

4款予備費20万2,000円につきましては、財源調整でございます。

223ページから227ページにつきましては給与費明細書でございますので、後ほどご確認願います。

以上、後期高齢者医療特別会計のほうをご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長、下水道、戸別合併、水道会計について、説明願います。

都市建設課長（後藤広之君） 予算書143ページをお願いいたします。

下水道会計についてでございます。

議案第24号、令和3年度大衡村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,960万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為についてでございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条は、地方債についてでございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条は一時借入金についてで、一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用についてでございます。

次に、146ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為について2件でございます。

令和3年度水洗便所改造資金利子補給金といたしまして、限度額を15万円とするものでございます。

令和3年度水洗便所改造資金損失補償といたしまして、限度額を記載のとおりとするものでございます。

次のページ、第3表地方債についてでございます。

2件ございまして、特定環境保全公共下水道事業債の限度額を290万円とするものでございます。流域下水道事業債の限度額を330万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして150ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

初めに、歳入です。1款1項1目下水道事業負担金27万5,000円につきましては、受益者負担金並びに、大和町からの糸繰ポンプ場の負担金となっております。

2款1項1目下水道使用料9,839万円につきましては、前年度比4%増を見込んでおります。

2項1目手数料7万1,000円につきましては、1節の排水工事責任技術者登録手数料、指定工事店登録手数料となっております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金は、1億2,392万1,000円を見込んでおります。

4款繰越金は50万円を計上しております。

5款1項1目雑入25万1,000円につきましては、預金利子に加えまして、ふるさと祭

り下水道コーナー設置に係る下水道公社、下水道協会からの助成金を計上しております。

2項消費税還付金と2項の延滞金につきましては、科目設定となっております。

6款1項1目下水道事業債620万円につきましては、公営法適化移行支援業務に関する起債と流域下水道の建設負担金に係る起債となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項1目総務管理費6,410万7,000円の主なものといたしましては、12節委託料につきましては、水道事業への使用料の徴収の事務委託と公営企業法適化移行支援業務分が含まれております。

2目管渠管理費2,378万1,000円、こちらの主なものといたしましては、職員1名分の人件費と12節委託料につきましては、維持管理業務並びに水質検査業務が含まれております。

2項1目流域下水道建設費330万5,000円につきましては、吉田川流域下水道の建設負担金分となっております。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目元金1億1,694万2,000円と2目の利子2,031万9,000円につきましては、令和2年度末未償還元金10億7,187万6,000円に係る償還元金及び利子となっております。

3款1項1目予備費につきましては、114万6,000円を計上しております。

次ページ以降、給与費明細書等につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

下水道会計につきましては以上となります。

次に、193ページをお願いいたします。

浄化槽会計についてでございます。

令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算についてで、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,080万円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為についてで、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債についてで、第3表でご説明申し上げます。

第4条は一時借入金についてで、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用についての規定となっております。

続きまして、196ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為についてでございます。

2件ございまして、令和3年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給金といたしまして、限度額を80万円とするものでございます。

令和3年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償金といたしまして、限度額を記載のとおりとするものでございます。

次のページ、第3表の地方債についてでございます。

合併処理浄化槽整備事業の限度額を490万円とするものでございます。

内容につきまして、200ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金51万5,000円につきましては、浄化槽設置5基設置分に係る受益者分担金となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,607万8,000円につきましては、382基分に係る使用料を計上しております。

2項1目手数料につきましては、科目設定となっております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金178万円につきましては、浄化槽5基設置分に係る交付金で補助率が3分の1となっております。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金1,742万1,000円。

5款1項1目繰越金は10万円を計上しております。

6款諸収入につきましては、それぞれ科目設定となっております。

7款1項1目下水道事業債490万円につきましては、浄化槽5基設置分に係る起債となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費3,144万5,000円、主なものは職員1名分の人件費と、12節委託料2,587万円につきましては浄化槽の保守点検清掃委託料、使用料徴収に係るデータ管理委託料分となっております。

2目合併処理浄化槽建設費537万5,000円につきましては、浄化槽5基設置分となって

おります。

2款1項1目元金203万8,000円と2目利子82万3,000円につきましては、令和2年度末未償還元金6,430万4,000円に係る償還元金及び利子となっております。

予備費につきましては、111万9,000円を計上しております。

次ページ以降の給与費明細書等につきましては、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

続きまして、228ページ、水道会計についてご説明申し上げます。

令和3年度大衡村水道事業会計予算についてで、第1条は総則についてで、令和3年度大衡村水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量といたしまして、給水戸数が1,992戸、年間総給水量を83万5,000立方メートル、1日平均給水量を2,288立方メートルとするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出についてで、収益的収入及び支出の予定額を次のとおりとするもので、収入、第1款水道事業収益、支出の第1款水道事業費用、それぞれ2億4,284万5,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出についてでございます。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるもので、収入の第1款資本的収入を1,000円、支出の第1款資本的支出を2,088万4,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,088万3,000円は、過年度損益勘定留保資金2,088万3,000円で補填するものでございます。

第5条は一時借入金についてで、一時借入金の限度額を5,000万円とするものでございます。

続きまして、232ページからの予算説明書で内容についてご説明させていただきます。

初めに、収益的収入及び支出の収入の部といたしまして、1款1項営業費用2億207万5,000円、主なものといたしまして、給水収益といたしまして2億円を計上しております。1,992戸分を計上しております。

2項営業外費用といたしまして、4,076万8,000円、主なものといたしまして、他会計補助金といたしまして、941万4,000円、こちらは水道考慮金補助金790万円が含まれております。6目の長期前受戻入といたしまして2,614万1,000円を計上しております。

3項の特別収益につきましては、科目設定となっております。

234ページをお願いいたします。

支出の部でございます。

1 款 1 項 営業費用 2 億 3,143 万 9,000 円のうち、主なものといたしまして 1 目の原水及び浄水費 1 億 3,317 万 6,000 円ということで、前年度比 3.1% 増を見込んでおります。排水及び給水費 2,735 万 3,000 円といたしまして、委託料が漏水調査業務といたしまして 934 万円、修繕費といたしまして 400 万円を計上しております。

4 目 総掛費につきましては、職員 2 名分の人件費と検針業務等となっております。

5 目 減価償却費につきましては、4,467 万 1,000 円を計上しております。

2 項 営業外費用 906 万 6,000 円のうち、主なものは令和 2 年度末未償還元金 1 億 8,872 万 3,000 円に係る利息及び支払消費税が主なものとなっております。

特別損失につきましては、科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

4 項の予備費につきましては、233 万 8,000 円を計上しております。

続きまして 236 ページ、資本的収入及び支出の収入といたしまして、1 款 資本的収入は 1,000 円ということで科目設定です。

支出の部、1 款 1 項 建設改良費 394 万 2,000 円につきましては、中央監視装置リース料が主なものとなっております。

2 項 企業債償還金につきましては、1,694 万 2,000 円を計上しております。

なお、詳細につきましては、252 ページ以降の予算説明書に記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

また、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、予定損益計算書につきましても、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長、介護保険会計について、説明願います。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、予算書 164 ページをお開き願います。

令和 3 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6 億 4,150 万円と定めるものです。

第 2 条は一時借入金の規定で、一時借入金の借入れの最高額を 2,000 万円と定めるものです。

第3条は歳出予算の流用の規定で、人件費の流用に関して定めるものです。

予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、169ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料1億3,639万2,000円、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき、65歳以上の1号被保険者1,750人のうち、所得段階補正後の被保険者数1,700人で算出しております。

2款1項1目督促手数料は、科目設定です。

3款1項1目介護給付費負担金1節現年度分1億136万円は、第8期介護保険事業計画に基づく給付費見込額に法定負担率の施設サービス分15%、その他サービス分20%相当分を算出したものとなっております。

次のページをお開き願います。

2項1目調整交付金2,663万1,000円は、調整基準給付費見込額の交付見込み率、令和3年度見込みの5%を計上しております。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）の現年度分合わせて1,149万5,000円につきましては、対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率に基づき計上しており、5目保険者機能強化推進交付金52万3,000円、6目保険者努力支援交付金53万9,000円につきましては、前年度実績に基づき計上しております。7目その他補助金交付金66万1,000円につきましてはシステム改修分が主なものになります。

4款1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金の現年度分合わせて1億6,328万7,000円につきましては、標準給付費見込額に法定負担率27%で計上しております。

5款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分8,886万6,000円につきましても、標準給付費見込額に法定負担率の施設サービス分17.5%、その他サービス分12.5%で計上しております。

2項財政安定化基金支出金2,000円につきましては、科目設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、次のページをお開き願います。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、3目地域支援

事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）の県補助金でございますが、現年度分合わせて574万7,000円につきましては、対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率を掛けて計上しております。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護保険給付費準備基金の利子相当を計上しております。

7款1項一般会計繰入金でございますが、1目から6目までの合計1億325万9,000円につきましては、介護保険事業計画に基づく給付費及び事業費の法定負担分、それから職員1名分の人件費及び事業費分を計上しております。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、科目設定でございます。

次のページ、174、175ページをお開き願います。

8款1項1目介護サービス計画収入169万9,000円は、要支援認定者に対する介護予防プランのケアプラン収入を計上しております。

9款繰越金から10款3項1目第三者納付金につきましては科目設定で、2目雑入100万7,000円につきましては、介護予防事業に係る参加者負担金27万6,000円と後期高齢者の参加者割合に基づく後期高齢者広域連合からの事業費補助金73万1,000円を計上しております。

次に、176、177ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費785万5,000円、主なものは、2節から4節までは職員1名分の人件費、12節委託料132万円はシステム改修に係る業務委託料でございます。

2項1目賦課徴収費、2目納入奨励費、合わせて176万9,000円ですが、主に納付書等の印刷、コンビニ収納システムレンタル料並びに保険料完納奨励金となっております。

3項1目認定調査等費267万4,000円は、介護認定調査等の経費で年間265件分を計上しております。

次のページをお開き願います。

2目認定審査会共同設置負担金196万8,000円は、黒川地域行政事務組合の介護認定審査会に係る負担金となっております。

4項1目運営協議会費4万7,000円、こちらは介護保険運営協議会開催に係る経費で、委員6名の報酬、費用弁償となっております。

2款1項介護サービス等諸費から180ページの4項特定入所者介護サービス等費まで

の保険給付費 5 億 8, 219 万 9, 000 円につきましては、第 8 期介護保険事業計画に基づくそれぞれのサービス給付見込額を計上しております。

3 款 1 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費 1, 096 万 4, 000 円の主なものは、要介護・要支援状態にならないための通所型サービス A はつらつ塾、通所型サービス C 元気アップ教室などを行う事業委託料の 12 節 350 万円と、サービス利用に係る国保連支払分の 18 節負担金 725 万円となっております。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 365 万 5, 000 円、こちらは介護予防システムの保守料及びリース料と介護予防ケアプラン作成委託料となっております。

3 目総合事業費精算金につきましては、科目設定でございます。

2 項 1 目一般介護予防事業費 845 万 7, 000 円、こちらは保健師 1 名分の人件費と、いきいきサロン、介護予防リハビリ指導の事業経費となっております。

次のページをお開き願います。

3 項 1 目総合相談事業費 605 万 5, 000 円、主なものは地域包括支援センター事業に係る会計年度任用職員を含む保健師 2 名分の人件費となっております。

2 目権利擁護事業費 46 万 4, 000 円、権利擁護、成年後見制度利用のための支援に充てる経費となっております。

3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 2 万 7, 000 円、こちらはケアマネジャーの資質向上に係るケアマネ・ケアスタッフ研修会の経費となっております。

4 目任意事業費 761 万 4, 000 円、主なものとしては、12 節委託料 330 万 7, 000 円は配食サービス、介護者のつどいなどの経費で、19 節扶助費 422 万 4, 000 円は紙おむつ支給事業に係る経費となっております。

5 目在宅医療介護連携推進事業費につきましては、事務費分でございます。

次のページをお開き願います。

6 目生活支援体制整備事業費 340 万円、職員 1 名分の人件費と地域支え合いに係る経費となっております。

7 目認知症総合支援事業費 16 万 5, 000 円につきましては、認知症初期集中チームに係る医師等の報償費等となっております。

4 項 1 目審査支払手数料 30 万円は、審査機関への支払い分でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 1, 000 円は、基金利子積み立て相当分となっております。

5款公債費から6款諸支出金につきましては、科目設定でございます。

186ページをお開き願います

7款予備費413万円は、財源調整としております。

187ページから192ページまでは給与費明細となっておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております令和3年度大衡村各種会計予算7件の議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、令和3年度大衡村各種会計予算7件の議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました7件の議案については、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月15日まで審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査は来る3月15日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで休憩の後、予算審査特別委員会において、予算審査特別委員長、副委員長を選任していただくため、暫時休憩をいたします。

再開は委員長、副委員長が決定次第、開きます。

10分間の休憩の後、委員会を再開、特別委員会で決定を願います。

午後2時04分 休 憩

午後2時24分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。委員長に文屋裕男君、副委員長に高橋浩之君が選任されました。

ここでお諮りをいたします。予算審査特別委員会並びに議案調査のため、3月6日か

ら3月14日までの9日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、3月6日から3月14日までは休会することに決定をいたしました。

なお、3月15日の会議は予算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時27分 散 会